

戸籍謄抄本等郵送請求書

令和 年 月 日

必要な戸籍	本籍
	筆頭者の氏名（戸籍の最初に書かれている人。亡くなっても変わりません。） (M・T・S・H 年 月 日)
	個人事項証明（抄本）の必要な方の氏名
	身分証明の場合、必要な方の氏名

	謄本（全部事項証明）	抄本（個人事項証明）	手 数 料
戸 籍	通	通	1 通 4 5 0 円
除 籍	通	通	1 通 7 5 0 円
改製原戸籍	通	通	1 通 7 5 0 円
戸籍の附票	通	通	各市町村により異なります。 (与那原町の場合は300円)
身分証明書	通		

請 求 者	住所	〒		
	氏名	印		
	筆頭者との関係	本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他（ ）		
	日中連絡のとれる電話番号			
請求理由 (使いみち)	◆ 使用目的 ◆ 提出先 ※除籍・改製原戸籍をご請求の際、前後の戸籍などをお持ちの方は写しを添付してください。			
※ 最近届出 をされた方 (1ヶ月以内)	出生・死亡・婚姻・離婚・その他（ ）の届出を 令和 年 月 日に 市区町村役所（役場）へ提出。			

*代理の方が請求される場合は、本人の委任状(自署・押印)が必要です。

*請求者を確認できるもの（運転免許証、パスポート、住基カード、健康保険証など）の写しを添付してください。

*往復の郵送日数を合わせて、1週間から10日程度みていただいております。お急ぎの場合は往復とも速達扱いとし、速達分の切手を加えてご請求ください。

★ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、5万円以下の過料に処せられます。
(戸籍法第121条の2、住基法第50条)

★ プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には、応じられません。